



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス第五共和制憲法の多角的・総合的検討について
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 36(5-6), 293-332
Issue Date	1986-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16515
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(5-6)_p293-332.pdf



資
料

フランス第五共和制憲法の多角的・総合的検討について

深瀬 忠一

- 一 まえがき
- 二 序説
- 三 制度の創設
- 四 政治的定着
- 五 法学的貸借対照表
- 六 展望
- 七 あとがき

一 まえがき

「フランス政治学雑誌」一九八四年四・五合併号¹⁾は、「第五共和制の憲法」と題する特集を組み、二六人の第一線の政治学・憲法学者が協力し二六篇の論文を収め（他に九名の参加があり）、五二四頁の大部にわたり、多角的・総合的な検討を展開し、かつまとめている。二五年間〓四分の一世紀を経過した第五共和制憲法の全体像の一つの総括として、好個の基本文献の一つであることは疑いない。

北大法学部の公法・私法・政治学者有志が「フランス第五共和制の公法等の進化と変化」をテーマとして、現在、共同研究を進めつつあるが、本特集は、質量ともに、この研究の重要な柱の一つである憲法問題の全貌を省み、重要な問題を掘下げるための足がかりとして、その概要を検討しつつ、紹介するに値いすると思われる。

筆者は、第四共和制の崩壊と第五共和制の成立時点（一九五七・五八・五九年）に最初の渡仏留学、ついで「五月革命」の年（一九六八年）に二度目の留学、三度目にパリ第二大学客員教授として渡仏時（一九七七年）には「左翼連合」の社共分裂により国民議会総選挙でジスカール・デスタンが勝ち、四度目にポワチエ大学五五〇年祭に参加した年はミッテラン政権誕生直後であった（一九

八一年）。したがって、フランス第五共和制は、筆者が併行して生き、体験したとの感慨が深い。本稿においてはたんなる紹介にとどまらず、筆者の従来の関連した研究や見聞および参照に値いすると考えられる重要文献をメンションしながら、叙述することにしたと思う。

注

(1) La Constitution de la Cinquième République: Création du système-enracinement politique—bilan juridique—prospéctive, in Rev. Française de Science Politique, No. 4-5 1984, p. 611-136.

(2) 本共同研究の一環として、すでに印刷されたもの、次のものがある。

① ブノワ・ジャンノー（深瀬訳）「フランス第五共和制における憲法的・政治的变化」ジェリスト八二七（一九八四・一一・一五）号五四―六〇頁。

② 全右拙訳「フランソワ・ミッテラン大統領の外交および防衛政策」北大法学論集三五巻五号（一九八五年三月）、五七一―七九頁。

③ 全右拙訳「フランス社会主義政権の経緯と行政上の大改革」日仏法学一九八四年、一三三号、一九八五年三月刊、七三―九三頁。

④ B・ジャノー、瀬川信久訳「フランスにおける左翼の権力掌握後の経済的変貌」北大法学論集三六巻一・二号（一九八五年九月）五一—五三六頁。その他は、後掲。

二 序説

さて、第五共和制の全体像を憲法に焦点をあてて検討する研究全体の序説には、問題提起的²二論文がかかげられる。（以下、各論文に筆者が通し番号(1)〜(7)をつける。）

(1) オリヴィエ・デュアメル (Olivier Duhamel) 「第五共和制憲法のかくざれた諸々の論理」は、その長い副題が示すように、「第五共和制はその創設者達があるべきだと考えていたものにはならなかったけれども、彼らが一九五八年に設定した諸々の構成要素は、それらなくしては別物になっていただろうし、それらによって第五共和制が現実にあつたところのものになつた」、——その創設者達の構想と基本的諸要素の明快な分析である（六—五—一六—二七頁）。

第五共和制は創設者達がそうあるべきだと考えたものにはならなかった。

まず、第五共和制憲法創設者達は、共通の志向の大枠をもつていた。それは、先行第三・第四共和制フランスの「一元的議會制」の

類落態の拒否であり、かつアメリカ型大統領制も採らぬ、したがって、均衡のとれた再建議院制は「二元的」なものでなければならなかった。そして、一九五八年憲法の想定した「二元主義」は、大統領と議會が、その中間に両者を連結する首相とその政府、という三構成要素で成立つ（図表1・a）。この構成要素を、憲法制定者達は、ド・ゴール（b）、ミシェル・ドブレ（c）および憲法制定にあづかつた大臣達（フリムラン、ギイ・モレ）（d）は、違った見方で理解していた。

第五共和制はそうあるところのものになつた。

これらb、c、d、構想が、実は予想もしなかつたe形態に実際は赴いてゆくのだが、第五共和制憲法はそれら諸構想を可能ならしめるような「重疊性」³で成立つていた。

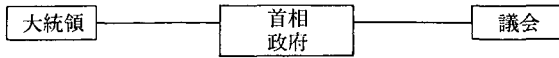
ドゴールの大統領権力の優位、ドブレの政府権力の優越、大臣達の議院制の合理化構想は、すべて憲法に入り込み、大統領制的、議院与党多数派的、合理主義的な要素が権力の二元化を目指すという、アメリカ型とイギリス型と西ドイツ型がすべて重なり合つたような、民主的世界でもユニークな体制を出現させた。次の1〇の基本要素で成立つ。

1 国首の⁴単位の選出、2 大統領の裁量により指名された首相により階層的に構成された二頭的「執行権」、3 政府権力（それに大

図表 I

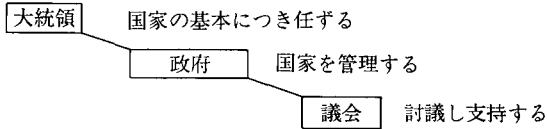
a. 共通の 2 元構想

1958年の想定された 2 元主義



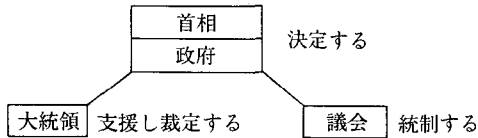
b. ドゴール構想

ドゴール將軍によってみられた 2 元主義のあり方



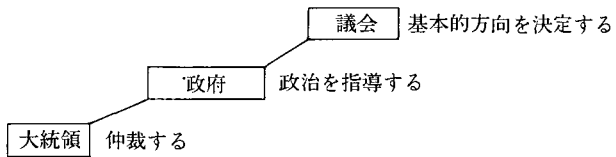
c. ドブレ構想

ミシェル・ドブレによってみられた 2 元主義のあり方



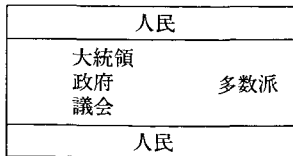
d. 大臣達の構想

国務大臣達によってみられた 2 元主義のあり方



e. 現実の第 5 共和制

多数派に支持された大統領的 1 元主義



統領が含まれる)に付与されたレフエレンダムのイニシヤチブの權力。4 大統領に付与された解散の裁量権。5 危機に際しての大統領の全権。6 立法領域の限定。7 立法過程に対する政府の支配。8 国民議会議員の絶対多数によってのみ倒閣しうる。9 国民議会議員の選挙は二回投票(二回目にしきいをもうけ)多数代表法による。10 議会を憲法裁判権の後見下におく。

これらの諸要素については、夫々議論をたたかわせうが、一九五八年憲法が第五共和制の構築にとって不可欠の諸要素を含んでいたし、第五共和制は一九五八年憲法にもっとも適合的な論理にしたがつて築かれてきた、といえる。

第五共和制は他のものになりえたでもあろうしなりうるだろう。

本書の以下の諸論文が、制度の構成要素の多元的な連結可能性や、制度の戦略的分析や、制度の現実が如何なる程度において登場者の演劇を規制したか、四大政党の動き、第五共和制が他のシナリオをたどりえたか等の検討を加える。しかし結局、選挙民が第五共和制がもたらした三大変遷を決めたのである。すなわち、大統領制的論理で考え、多数派の論理を信任し、法治国家(État de droit)を承認したのである。そして、選挙民が、嘗ての議会万能性の思い出がうすれるとともに大統領の一元主義の魅力も緩和されてゆくであろう。けれども、第五共和制体制のそのような論理を破ることによっ

て体制を変えることも選挙民次第である。

(2) ジャン・リュック・パロディ (Jean-Luc Parodi) 「第五共和制憲法の進化は、予見不可能だったのか、不可避的だったのか？」

——制度の構成要素とその連結」が、第五共和制の三つの主要な特徴——多数派マジョリティ派化、大統領制化、憲法化——が、予見可能だったか当然の帰結だったか、を考究している(二六二—二六四頁)。

さて、構成的諸要素として、強制の度合いの強い要素の基準で、次の五つを選び出す。単記二回多数代表選挙制、解散、直接普通選挙による大統領の選出、レフエレンダムおよび問責動議である。そして、夫々について逐一検討する。

ついで、夫々が対対になって組合わされる場合の効果について検討する。すなわち、二回多数代表制と解散、大統領普選と多数代表制、大統領普選と解散、多数代表制とレフエレンダム、大統領普選とレフエレンダム、についてである。そして、組合わせた効果としては強制力が累積的になることを論述する。

その結論としては、「……第五共和制の進化は予見不可能予見不可能というよりも、不可避的な結果であることにより、近い」としている。

注

(1) 後述「あとがき」の⑤ヴァデル文献参照。

三 制度の創設

(3) ルネ・レモン (René Remond) 「第五共和制の創設をめぐる諸問題の序言」(一六五—一六五六頁)。

第五共和制の創設期(一九五六年六月三日から一九六二年一〇月二八日までの四年半)の、主要な問題点を概観する。まず、一九五八年憲法改正は、一九五四年や一九五七年のそれとはちがって、新憲法の制定ともいへべき変革であった。そして、この憲法起草決定過程は、先行共和制では考えられないほど「短期間」(一一七日)に行われた(第三共和制憲法は五年以上、第四共和制は二年半かかった)。エクスパート達が秘密裡に審議起草したもので、それだけ不明確なところが多い。

ついで、大統領の直接公選は、何時頃から考えられていただろうか(後述(6)論文参照)。一九五八年にはドゴールは未だ確信をもっていなかったが、一九六一年の四月以後はその考えをはっきりさせた。その理由となる所与に、一つは、一九六〇年二月のレガシーヌにおける原爆実験成功により核兵器使用権を市民全体に対する責任においてもつべきだと考えたこと、および二つに、テレビの急速な普及により大統領が人民の前で対面できるようになったことが、他の理由

(アルジェリア戦争処理、プチ・クラマル狙撃事件……)とともに考えられた。

そして、第五共和制憲法は、憲法学者が全然起草に参与せず(最終条項になってはじめて意見をきかれた程度)、政治的反対者達や憲法学専門家の誤解を招くことになった。マンデス・フランクスは、「クーデターの恒久化」だから、また暴力で終るだろうと信じた。従来の政治職業階級の多くは議院制の習慣がもどるだろうと思つた。公法学(論)者達は、過去の憲法史のイメージの枠をぬけきれず、ボナパルチスムかオルレアニスムか、あるいは「議院制的帝制」(R・アロン)とか、ドゴールは同時にルイ・フィリップとナポレオン三世だといった。憲法の内在的曖昧さは、大統領の「仲裁」の役割にみられ、裁判の最終決定とスポーツの審判のどちらにも解釈できたし、より、議院制的解釈が強いようにみえた。

しかし本当の性格は何だったのか。多数派現象と大統領制化が現実のものになってゆくのだが、O・デュアメルは「なるべきものになったにすぎぬ」とみるけれども、筆者(レモン)は、「一九六二年以前には未だに全く確定的ではなかった」、他の方向もとリエたのだが、一九六二年以後はじめて進化の形が定まったとみる。アルジェリア戦争終結をめぐる諸事件、叛乱、大統領狙撃等が大統領制に決定的だったのであり、またこの時期には大統領を支持する安

定した従順な議会多数派も存在しなかった。

(4) ミシエル・ミエユ (Michel Maitte) 「反対者達の批判」(六五九一六七〇頁)。

一九五八年九月二八日の憲法改正に対する投票において約八〇%が賛成し、反対が二〇%に過ぎなかったことは、大きなおどろきであった。新憲法案に対する反対派の批判攻撃が激越なものであったにもかかわらず、何故にそのような結果になったのだろうか。

まず反対派(社共、左派急進党)の批判の内容はどのようなものだったか。一つは、政治的状况からいって、軍部の力によって政権が変わったことは文民統制の原則をくつがえすもので軍部ファシズムの危険性があり、「ノン」、また、一人の人間(ドゴールが如何に合理的の人間だろうと)に権力を委ねる「個人権力」に対する「ノン」の主張である。他の一つは、憲法の内容の法律的欠陥に対するものであり、執行権の異常な強化、議会の地位低下、大臣と議員の兼職禁止による技術官僚・無責任体制の強化、一人の人間ドゴールのための憲法に対する、反対が述べられる。マンデス・フランスは、制憲議会の招集を訴えるが、反対派に明確な代案はまともでない。反対派は議会制擁護を唱えるが第三・第四共和制議会への復帰はまっぴらだという世論はもはやそれを支持しなくなっていた。

これら反対派の主張はなぜ効果を發揮しなかったか。政党レベル

では、共産党は全面的拒否の態度をとったが、社会党や急進派、人

民共和派は分裂した。労働組合や結社も同様に分裂状況となる。マンデス・フランスは、「新ファシズム」と「恒久クーデター」に対する「ノン」の契約」による反対派の組織を試みるが失敗する。それは、第四共和制が瓦解したというだけでなく、二〇世紀初頭以来の既成政党体制がくずれ、社会の実態と政治的機能が対応性を失ったことを示唆するものであった。急進党の伝統的基盤であるプチ・

ブルジョア階級の分解、労働者階級の再編成が進み、共産党がもはや唯一のその代表者とはいえなくなり、その主張したファシズムの危険性が通用しなくなっていたのである。J・P・サルトルは、一九五八年九月二五日付の「レクスプレス」誌上に「一人の王様を要求する蛙ども」を書いたが、それは、政治的な沼と全体主義体制がつくるはきだめとを混同するやや性急な議論であった。

(5) クロード・エムリ (Claude Emery) 「学説の誤解と混乱」(六七一一六八頁)。

第五共和制の成立にたいして、学説がその正背をえた理解に失敗したことを、著名な学者等の所説にそくして整理してみせる。時と空間と気分(ユムール)の三要素に留意する必要があるとしたうえ、定期的に二つに区分し、第一期を一九五八年五月十九日(ドゴール政権復帰意志を記者会見で表明)以降憲法改正準備期から成立期まで、第二期

を憲法改正の成以期以降一九六四年の一月三十一日のドゴールの記者会見により憲法体制についての見解を明確にした時まで、としてい
る。

第一期は、曖昧さエキゾイグのないし「カッコつき」の（時期である。憲法を読んだ第一印象では、共和主義体制は継続しているが、ドゴール將軍の身長に合せて仕立てられた憲法において、執行権が強化され、政党には実質的制約が課せられており、ドゴール將軍が無力な議院制元首の仲裁の役割に限定されるような旧体制にもどるとは思えない。

1 まず、「執行権」の強化について、議会の立法権の大きな移譲が政府になされ（三四、三七条）、一九五八年の「革命」がそこにありとみられた（De Sola, 1958; Soubeyrol, 1960; Cotteret, 1962）。政府の議会運営は、大統領と憲法院の後見により、主導力を確保されている。

2 政党の歩調を整えさせることについては、政党の党利党略を厳しく戒める、健全化された議会制により、憲法院が議政のゲームのルールを遵守させ、また大臣には政党政治のわずらわしさを忘れさせ国家のため全力を尽させる兼職禁止（大臣と議員）規定をおいている。とりわけ第二院を、政党政治からより、独立しているものとして、大統領を支援させている（Pretol, 1958）。

このような見方をする諸学者も、憲法上の曖昧さや欠落部分を強調することを忘れていなく（Chatelein, 1959; Rivero, 1958; Bastid, 1958; Laubadere, 1960）。

ところで、「体制の革新とみる学説」は、ドゴール的な国家観をとりいれ、「国家の権力」（統一的フランス）と「民主的権力」（多元的フランス人の）の区別を導入する（Burdeau, 1959, ドゴール將軍の思想の「恣意的？な図式化」）か）が、其後の実際に適合しなくなる。「仲裁」概念（M. Debre が公言した。Avril, 1964）が不明確であり、消極的にも積極的にもとれ曖昧であり（それがかえって役立った。Hanon, 1958, p.155）、強大広汎な権能をもつ大統領が無責任であることは明白な矛盾である。

これに対し、「退化とみる学説」は、憲法の盲点について批判し、フランスの豊富な憲法史上に——もっとも、「憲法史上経験したことのない」とみる学者もいる（Vedel, 1961）——例ありとみる。

1 デュヴェルジュは、「オルレアニストの共和制」（Duvergier, 1959, p.103）とみ、二元主義議院制のルイ・フィリップ型が長続きしない時代遅れのものとして批判する。しかし、ドゴールが大統領職を占めるのであるから、虚器を擁することになるはずはなく、過去の例はあてはまりにくく。

よりの確で辛辣なみ方は、「議院制帝国」(Aron, 1958)とみなす。一八七〇年三月二日の元老院令の定めた制度のように、二元的な元首と議院の両者に依存する皇帝の大臣達は、断然皇帝に依拠することになろう。皇帝は「個人信任投票」という絶対的な武器(ただし拒否されることもありうる)を自由に用いうるからである、という。

2このような「オルレアニスト」の二元性を指摘する見解は、ドゴールの正当性の曖昧さと諸権力間の均衡性もろい点を解明しているメリットがある。

「はつきり君主制でもなく、徹底的に民主制でもない」(Aron, 1964, p. 178) オルレアニストの正当性は、ドゴール將軍とフランスの選挙民の八〇%以上の支持あることによる正当性ということに接近することになろう。けれども、いったい「政党」から超然として、国運を左右するような「大政治」の主人であるところの君主でなくして、誰が「仲裁者」たりうるだろうか (Vetel, 1960)。ドゴールの後継者には、そんな権威はなくクレヴィイ大統領のように実権を失い、議院制的君主制に向うことになるのではなからうか。

とはいっても、一部には、憲法一六条の緊急権によりブーランジュ的独裁者が出ることを危惧する声もあったが (Jimenez de Parga, 1958)、多くはドゴールに信頼して自由の将来については楽観的で

ある (Duverger, 1959, p. 134)。

第二期は、^{ナチス化}論争の時期である。一九六〇年三月の時点で、憲法の教科書を注意深く読んだ結果、ドゴール將軍の重みがあまりに大きく、憲法の実行は期待された憲法と殆ど似ていないという觀察で一致しているとみられている (Merle, 1960)。この乖離はますます拡がってゆく。そして、

議院制体制に復帰するだろうという幻想は失なわれることになる。

1執行権は、政府に属するはずのところ、すぐさま、大統領がこれを掌握するようになり、アルジェリアや外交、国防問題等は政治勢力の批判をゆるさぬ大統領の留保領域となり、憲法三八条や一六条を大統領が用いて、政府の頭ごしに決定し、憲法二〇条の文言と精神に反して政府を大統領の決定を執行するだけの権力にしてしまったことに、M・ドブレは抗議している(六八条の大統領の政治的無責任性を厳格に読むべきことを主張)。

2ドゴール大統領の活動は、一九六〇年二月四日、アルジェリア自決法、一九六一年一月八日および一九六二年四月八日の人民投票で七五%から九一%の人民の支持に依拠し、大統領の「演説によるアピール」の構造が形成され、人民投票は大統領信任投票の性格をもち(一九六九年には「自殺的レフレンダム」になった)、憲法

一一条を適時、領域、状況を選んで用いた。一九六二年九月一〇月の危機には、議院制の正当性と大統領の正当性が分離されたけれども、將軍はひとり後者に依つて前者に立ちむかい、乗り切つたが、ゴリスト政党UNRUDDTが將軍を支持することで多数をえた。すなわち、大統領に議会多数派が依存することになった、——一九六五年以後は大統領選挙に議院選挙が追隨する——。したがつて、大統領は二重の意味で人民に責任を負う——直接には人民投票において、間接には議会における問責決議に際し首相を介して——ことになったのである (Goguel, 1964, p. 370; AFSP, 1964, p. 11)。

3. ドゴールは決して議院制大統領の役割を行なわなかつた。一九六〇年二月臨時国会招集を拒否し (Berlia, 1960)、政府の構成からその作業、政令の署名まで指導した (Emery, 1963; Avril, 1964, p. 237)。

第五共和制の性格と行くへについての論議は、將軍側につくかあるいは反対側に立つかの立場次第で変るようになる。

1 R・キャピタンが大統領の政治的態度決定を正当化するため憲法一九条(政府の副署を要しない大統領の行為を列挙)を採用する、おそらく唯一の憲法学者といえよう (Capitant, 1964)。ビュールドーも、大まかに同旨を論じていた (Burdeau, 1959, p. 98)。しかし、ドゴール大統領の「人民へのアピール」による政治責任を引受ける

という憲法実践の進化によって説明するほかなく (Goguel, 1964, AFSP, 1964, p. 5)、この説には無理がある。

2 反ドゴール派は、これに反し、事態を認容しない。「自己に責任ありと意識する強力な一人の人間の掌中に、解散とレフェレンダムとプロバガンダの権力を集めるとは、まったく行き過ぎである。それは共和制が危険だということだ」 (Vedel, 1964, AFSP, p. 5) と警告し、「近代化した個人信任投票制の統領制」 (Duverger, 1964, AFSP, 1964, p. 4, 8) あるいは「元首支配制」 (Avril, 1964, p. 321) と呼ばれる。

しかし、議院制への復帰が(たとえ首相の権威を強化しても)考えられない以上、議会の解散権やレフェレンダム付託権を大統領から取りあげ議会を強化することが考えられる。憲法学者が大統領制を提唱して何年間か論議された (Duverger, 1961; Vedel, 1964; AFSP, 1964; Avril, 1965)。ドゴールは猛然これに反論し、議会が政府を従属させようとし、安全弁を失なつて、大統領が代議士達に隷従するか、プロナンシミアント(非法法実力反乱)か、どちらかになるだろうという。ドゴールにとって、議会制を通じての政党による大統領政治の統制ないし否認が、がまんできないものだったのである。

ドゴールが見落していたのは、その政党が大統領選挙自体をコン

トロールすることであり、また、大統領選挙と議会選挙との間に分離しえない、なが形成せられ、そして、第五共和制の統治は爾来、人民と議院の二重の多数の支持なしには動かない、ということであった。おそらくF・ミッテランは、他に先んじてこのことを理解し、一九六五年大統領選挙に打って出ることになる。

(6) オデイル・リュデル (Odile Ruelle) 「ドゴール將軍と共和国大統領の直接選挙——戦略的過程の諸段階——」(六八七—七一頁)。

G・モレは、一九七二年九月二七日に、ジャン・ルイ・ドブレに次のように証言した。「ドゴール將軍は、技術的理由は別として、普通選挙による大統領の直接選挙には根本的に反対であった。歴史にてらして、そのような手統は悪い結果に終ることを示している」と。

ドゴールの死後出版された(一九七一年)彼の「追想録」第二卷「希望」のなかで、右の証言に反することが書かれている。「私は長い以前から、唯一の手段は共和国大統領の人民による選挙しかないと考えていた。それによって、レニョリセビエとセザール第一の重大責任をもつ「オム・デューベイ国全体の人」となることができるだろう。一九四六年バイウー演説や一九五八年には未だ明確化していなかったが、一時に全部をなしえなかっただけだ。……しかし大統領職七年間が終る前にそれを

成し遂げようと決意していた」と。それは、「戦略的思考」による「勝利を得る目的で調整された作戦の全体」を考えつつ実行に移したということだが、果してそうだったか。

これを、第二次大戦以前の遠くに遡って問いなおしてみると、第一次大戦当初、青年將校としてのドゴールは、指揮官の信頼と各將兵が有機的に結集して参加し全体として成功することが重要と考えていた。はやくから、アメリカの大統領制およびイギリスの議院内閣制に関心をもち、フランスの議会に対し批判的であるが、かなりよく第三共和制の政治制度を理解していた。一九四五年一月の制憲議会において、ドゴール政府首席の最後の演説においても、議院制は前提とし、議会の万能を批判し、政府のみが執行権の全責任を保持すべきことを強調しているにとどまる。大統領が議会より、大きな選挙団から選出され、彼から執行権が由来し、彼と区別された首相が政府の政策と仕事を指導すべきだという構想は、一九四六年六月のバイウー演説ではじめてでてくるのである。

一九四七年から一九六二年にかけ、構想が成熟し実行される。ドゴールは屢々、大統領の直接選挙の実行可能性につき学者・政治家と論議しているが、例えば、レオ・アモンに対し一九五六年にはアメリカ大統領選挙は政党に左右されすぎお祭り騒ぎだと強く批判している。ミシェル・ドブレはアメリカ式大統領制はフランスには不

可能と答えている。結局一九五八年に「すぐさま実行」にうつすことはやめた。一九六一年に入り、アルジェリア問題の解決も終りがみえてきた時期に、一九六一年四月一日、將軍は行動をはじめた。「私の死後も、後継大統領が同等の権威をもつためには、人民の直接選挙によって選出し、人民的かつ国民的委任を受けるようにすべきである」(要旨)と。その一日後に、アルジェリアの將軍達の反乱が起り、OASのテロが続き、また、一九六二年八月二日にはブチ・クラマールで狙撃され危うく難を免かれたことが確信を強め、改憲を急がせた。ボンビドウ政府に対する国民議会問責決議の後、一〇月二八日、憲法二一条による人民投票が行なわれ、ドゴールは、大多数の政党に対してひとり対決したが、六一・七%の多数の支持で成功したのである。

注

(1) 六八五―六八六頁掲載の当時の重要文献表に、若干筆者が知る文献を加えた。

Association Française de Science Politique (AFSP), «Les institutions politiques de la France», Débat introduit par Georges Vedel et François Goguel, *Entretiens du Samedi*, 1, 1964 (ronéoté).

AFSP, «Le parlementarisme peut-il être limité sans être annihilé?», Débat introduit par Marcel Prélot, *Entretiens du Samedi*, 4, 1965 (ronéoté).

ARON Raymond, «La Ve République ou l'Empire parlementaire», *Preuves*, novembre 1958, p. 3-11.

AVRIL Pierre, *Le régime politique de la Ve République*, Paris, LGDJ, 1964.

AVRIL Pierre, *Un président pour quoi faire?*, Paris, Le Seuil, 1965 (coll. «Jean Moulin»).

BASTID Paul, «La nouvelle Constitution de la France», *Bulletin interparlementaire*, 4e trimestre 1985, p. 156-173.

BASTID Paul, Les principes généraux de la nouvelle Constitution, *RIDC*, 1959, No. 2, p. 364.

BERLIA Georges, «La convocation d'une session extraordinaire du Parlement et la nature du régime», *Revue du Droit Public et de la science politique en France et à l'étranger (RDP)*, mars-avril 1960, p. 303-316.

BERLIA Georges, *Droit public interne et international. Etudes et réflexions*, Paris, LGDJ, 1979 (Recueil publié en hommage à la mémoire de Georges Berlia).

BURDEAU Georges, «La conception du pouvoir selon la Constitution française du 4 octobre 1958», *Revue Française de Science Politique (RFSP)*, mars 1959, p. 87-100.

CAPITANT René, «L'aménagement du pouvoir exécutif et la

- question du Chef de l'Etat», *Encyclopédie française*, tome 10, *L'Etat*, 1964, p. 143-163 (reproduites in CAPITANT René, *Ecrits constitutionnels*, Paris, Editions du CNRS, 1982, p. 380 et suiv.)
- CHATELAIN Jean, *La nouvelle Constitution et le régime politique de la France*, Paris, Berger-Levrault, 1959.
- COTTERET Jean-Marie, *Le pouvoir législatif en France*, Paris, LGDJ, 1962.
- DE SOTO Jean, «La loi et le règlement dans la Constitution du 4 octobre 1958», *RDJ*, mars-avril 1959, p. 240-297.
- DUVERGER Maurice, *Demain, la République...*, Paris, Julliard, 1958.
- DUVERGER Maurice, «Les institutions de la Cinquième République», *RFSP*, mars 1959, p. 101-134.
- DUVERGER Maurice, *La Cinquième République et le régime présidentiel*, Paris, Fayard, 1961.
- DUVERGER Maurice, «Une République consulaire», *Encyclopédie française*, tome 10, *L'Etat*, 1964, p. 218-224.
- EMERI Claude, «Du Conseil des ministres», *Mélanges de droit, d'histoire et d'économie offerts à Marcel Laborde-Lacoste*, Bordeaux, Ed. Bière, 1963, p. 220-243.
- GOGUEL François, *Les institutions politiques françaises*, Paris, Amicale des élèves de l'Institut d'études politiques, 1964 (multigraphié).
- HAMON Léo, *De Gaulle dans la République*, Paris, Plon, 1958 (Tribune libre).
- JIMÉNEZ DE PARGA y CABRERA M., *La Quinta República francesa. Una puerta abierta a la dictadura constitucional*, Madrid, Editorial Tecnos, 1958.
- LAMARQUE Jean, «La théorie de la nécessité et l'article 16 de la Constitution de 1958», *RDJ*, mai-juin 1961, p. 558-629.
- LAUBADÈRE André de, «La Constitution française de 1958», *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 1960, p. 506-561.
- MACRIDIS R. E., BROWN B. E., *The De Gaulle Republic. Quest for unity*, Homewood, Dorsy Press, 1960.
- MAESTRE Jean-Claude, «Les messages présidentiels en France», *RDJ*, mars-avril 1964, p. 392-438.
- MERLE Marcel, «La Cinquième République et sa Constitution», *RFSP*, mars 1960, p. 186-190.
- PARODI Jean-Luc, «Quatre années de controverses constitutionnelles», *RFSP*, décembre 1962, p. 845-876.
- PRÉLOT Marcel, *Pour comprendre la nouvelle Constitution. Etudes et documents*, Paris, Ed. du Centurion, 1958.
- RIVERO Jean, «Regards sur les institutions de la Cinquième République», *Recueil Dalloz*, 12 novembre 1958, chronique, p. 259-264.
- SOUBEYROL Jacques, «La définition de la loi et la Constitution

de 1958», *L'Actualité juridique (Droit administratif)*, septembre 1960, p. 123-129.

VEDEL Georges, «Haute et basse politique dans la Constitution de 1958», *Preuves*, janvier 1960, p. 17-22.

VEDEL Georges, «L'expérience constitutionnelle de la France», *La Nef*, avril-juin 1961, p. 5-14.

VEDEL Georges, «Vers le régime présidentiel?», *RFPSP*, février 1964, p. 20-32.

四 政治的定着

(7) フランソワ・ゴゲル (François Goguel) 「第五共和制の諸制度の漸進的定着についての序言」(七一五—七二六頁)。

一九五九年から一九八四年までの間の第五共和制の定着過程の段階を全体として簡潔にまとめて叙述。

a. 定着

①まず、一九五九年から一九六二年の間に、共産党を除く左翼の態度が大統領の優位をフランス国民に慣れさせるため大いに貢献した。社会党、人民共和派、急進社会党は、アルジェリア問題解決のため、ドゴール將軍個人を信任したのである。一九五九年九月一日ドゴールはテレビを通じてアルジェリア自決権を提示したが、アルジェリア併合派は議会で首相声明に対する不信任(大統領は政治的に無責任)を投じるのに対し、社会党は政府にはなく大統領に對する信任を投じた。一九六〇年一月のアルジェにおける反乱を鎮圧するためオールドナンスで緊急措置をとることを議会が授權するに際し、人民共和派(コスト・フロレ)はそのオールドナンスに大統領の署名を要求した(憲法三八条により当然法律上必要。政治的意味あり)。彼らは、アルジェリア問題の解決後は、おのずから議院の優位に復

帰するだろうと予想していたが、見通しを誤ったわけである。

② ついで、一九六二年春以降ドゴール將軍は反撃に転じ、大統領の直接公選制を提案して「嘗ての政党ども」に對抗して、一九六二年の人民投票と議会選挙で成功することによって、第五共和制の定着の「最初の段階」を形づくることになる。

③ さらに一九六五年二月の大統領選挙は、その定着過程における「より重要な段階」となる。なぜなら、ドゴールは、決選投票に入ることに、「カリスマ的」権威が決定的ではなくなったことが明らかになるとともに、また、彼が勝てば、その最初の行為は三年前選出された国民議会の解散（一九八一年にも行なわれることになる）であると宣言することによって、さらにフランソワ・ミッテランは左翼の統一候補として、何カ月か前にG・ドフェールが「大統領は選出された公約の政策実現の保証者である」というより、以上の、憲法の「大統領主義的」解釈を明らかにしたことによる。

これに反し、一九六七年の立法部選挙は、第五共和制の定着にとつて若干の後退をしたとみえる。なぜなら、左翼反対派および中道派は、この種選挙では自然のことながら、憲法の「議院主義的」側面を強調し、また「第五共和制のための行動」の旗のもとに集まった多数派は、体制自体が問われていることを強調したからである。

ところが翌年、一九六八年五月の事件の後、多数派の議員候補者

達にとつては、順序立った政策といったものは全くない「共和制の擁護」だけで大勝利を拍し、その用語法の変化が体制を新たに堅固ならしめたことは明らかである。

④ それに続いて、一九六九年、一九七四年、一九八一年に行われた大統領選挙の一つ一つが、制度の確認と強化を進めた。一九六九年、ついで一九七四年選挙において、嘗ての中道反対派が多数派に加担した。まず、R・プレヴァン、J・デュアメル、J・フォンタネがボンピドゥーを支持し、ついで、J・ルカニエ、J・J・セルヴァン・シュレーベルがジスカール・デスタンを支持した。一九八一年の選挙では、左翼は自からの陣営から選出する大統領の優位を受け入れていたのである。

b. 変化

しかしながら、定着は、ある変化を伴った。多数の観念が、ドゴールにより主張された連合 *rassemblement* の観念にとつてかわつたことである。一九六九年のボンピドゥーとポエールの対決は、どちらも左翼には属していなかったため、この種変化には決定的な役割を果たさなかった。

M・ドブレは（本討論会での発言において）、ドゴール將軍は、一切の権力は人民に由来するが、政党を好まないという矛盾があり、それが意見の違いであった。將軍は、ゴリスストはフランス人の連合の

議員であるが、他の者は分裂したフランス人達の政党だとみていた、という。

というのも、ドゴールは、一九六五年の大統領選挙において三〇〇万人の左翼支持者の票を集め、ミッテランは、二五〇万人の右翼支持票を集めていた。私（ゴゲル）は嘗て、秩序党と運動党との二極対決と呼んでいたが、この現実には適合しないので修正を要しよう。しかし、こういった事態は繰返えされなくなった。

総じて一九七四年以降は、多数派の論理が重要な選挙においてまがいもなく優先的に考えられるようになり、大統領の優越体制だから元首を選ぶことこそが決定的だということになった。一九七四年および一九八一年に、第一次投票で、シャバン・デルマス、また（八一年に）シラク、ドブレ、ガローを支援していたものの多くが、決選投票ではミッテランに投じたのである。

このようにして（①②③④）の相つぐ大統領の活動と選挙）定着した第五共和制は、ドゴール將軍が愛着をもち、また彼のみが実行可能だった「連合」という觀念から除々に普選による大統領のまわりに結集される「たんなる多数」のそれに替えられてきた、といえるのである。

(8) ジョルジュ・ヴェデル (Georges Vedel) 「遡って考えるフィクション——もしドゴールが一九六二年に敗れていたなら……」。もしア

ラン・ポエールが一九六九年に勝っていたら……。」（七一—七五頁）。

一九六二年のレフェレンダムが否決されていたら、A・ピネーが大統領となり、第四共和制的な、ただし執行権が特権をもつからよ、規律のある議院制となるだろうが、イギリス型よりイタリヤ型に近いものになっていただろう。あるいは、ドゴールがレフェレンダムで勝っても、議会選挙で負けていたら、あるいは、レフェレンダムの結果が「弱体で、はつきりせず、もろい」ものだったら、どうなっていただろう。……そして、一九六九年にアラン・ポエールがジョルジュ・ボンピドゥを敗っていたら、どうなっただろうか……。詳しく、いくつものシナリオが検討されている（省略）。その結果、次のような五つのこと（教訓）が明らかになっているという。

1 今日まで、ドゴールからミッテランまで、ボンピドゥとジスカール・デスタン通じて、第五共和制は多数派大統領制をとってきたことを認めるにしても、それは、二つの条件が重なり合ったこと、すなわち、ドゴールの政治の実行の仕方と大統領の直接選挙制があつたからである。もし一九六二年大統領直接選挙制が通らなかつたら、ドゴールが去り、彼の後継者は憲法上課せられているような正当性の重みを見出しえなかつただろう。もし直接選挙制が設立されたが、ドゴールが政権を去り復帰しないような場合には、後継大

統領は、たとえゴリストだったとしても、一九五九年から六二年の間のドゴール的政治の実際は、例外的な人物と危機的状况に由来したもので憲法解釈としては偶然の所産だったと感ずる受け取り方に基づくたであろう。一九六二年から一九六九年までは制度が「成年」に達するに必要な諸要素をもたらしした。そのあらわれとしては、大統領の直接選挙による任命が第一級の正当性を設定するものだということ、そして、国民の大統領による指導が、一定の「憲法習律」のたすけ(例えば大統領の自からの動きによる首相を変更する権力)により、恒常的な慣行となりえたこと、また、問責決議の多数を集めることが難かしく、反抗的な議會を解散するおそれがあることにより、憲法条文中に含まれた議會主義の配剤が大きく緩和されたこと、等がある。

2 大統領の直接選挙が、政党のフランス的システムを再構築した。それは、左翼にとつての方が、他の諸政治勢力よりも大きく影響した。

3 今ある制度に代えてありえたような制度としては、ドゴール的政治の実際と第四共和制(より安定的であるが、法律的合理化の装置によってイギリス化された議院制からは結局遠いものとなったであろう)との間にあった。「本来の憲法」(G・モレ)の適用と、元首のスポーツの審判の意味における「仲裁」を文字通り実現する

可能性は、もし、一九六九年にポエールが選出され、議會を解散せず、大統領とその反対派シニフレシオンが多数を占めて結束し安定しているような場合であるが、それはとりもなおさず歴史の現実と対極に位置するシナリオであった。そのことから、例えば、大統領制とは、必要条件とし憲法条項による制度装置を要し、議院制は本質的に政党制と一定の政治文化を前提とする、といえるのではないだろうか。

4 憲法改正について唯一の真に重大な問題だったのは、大統領の選挙方式であった。一九五八年と一九六二年の憲法制定者は、「歴史を作ったのだが、彼らがつくった歴史が、どんなものになるかは知らなかった」といえよう。一九五八年憲法条文は色々な解釈が可能であったし、一九六二年改正の結果大統領選挙制は、予想もなかった結果を招いたからである。憲法の法規則の多くのものが政治的現実のなかで無視されて埋没してしまい、あるものは政治的・社会的機構のなかで意外な効果と重みを發揮するという、法律家と政治学者の古典的な対立を考えさせられる。

5 一九六二年の十字路で、別な途をとっていたら、フランスの防衛政策と軍事制度は基本的には全く異なったものになっていたであろう。外交政策についても、重要な変化を蒙っていたらうと思われ

(9) ピエール・アヴリル (Pierre Avril) 「国首たちと大統領的多

数の観念」(七五二―七六五頁)。

「大統領的多数」は大統領職七年間の「フェイスフルサウンズ中心的表现」をなし、アジャクリテ・パルヴァテール「議会的多数」に影響した。歴代大統領は、それをどのよう
観念していたか。

ケネディ連結のメカニズムについて。一九六二年の憲法改正の人民投票とその後の議会解散と立法部選挙の間に「連結」ができ、一九六五年二月の大統領選挙において、決選投票でドゴールが五五%の票を得、全員一致というゴリズムの時代は変化し、爾来、多数派の強制力が働らき、「連結の論理」が表明されるようになる。二ヵ月後、一九六六年二月、ジスカル・デスタンは政府を辞して、大統領選挙でドゴールが獲得した五五%の多数のイメージにもとづいて新しい議会の多派が形成されなければならぬと述べた。

ドゴール將軍には躊躇がみられた。一九六六年二月二日記者会見において、ドゴールは、大統領選挙において、公約した積極的で定義せられた政策について、人民により委任を受けた国首は、彼に由来する政府によってそれを実行にうつし、議会はそれを支援するため大統領のまわりに集まった多数に忠実な多数を持つようにならねばならぬ、と述べた。しかし、この態度は放棄せられ、一九六六年一〇月二八日の記者会見においては、距離をおくようになり、一九六七年立法部選挙では議会の既存の多数を強化し第五共和制を

守るべきことをアピールし、一九六五年大統領選にはふれていない。一九六九年の人民投票には、一九六七年議会選挙と全く切りはなして、人民の直接的信任を問うている。このように両者の多数間の連結をしりぞけたのは、一九六七年の選挙結果が思わしくなく、また一九六八年六月選挙が邪魔になったことのほか、両者の次元と支持範囲にちがいがあつたからであり、ドゴールが、質量ともに多数の枠内にとじこめられることを嫌った超越的「ラサブルマン連合」方式に固執していたからである。

ボンビドウの「大統領的多数」の用語の慎重な適用がみられる。

一九六九年六月一日大統領選挙におけるボンビドウの選出は、おのずから、新政府の構成に中道派を入閣させ(大統領選に中道派のCDPに属した者)、また中道派により議会の多数派を拡大したことに投映した。一九七一年一月三日の記者会見においておそらく初めて、公然とこの実行を理論化して、「大統領は体制のかなめ石」であり、多数派は多かれ少なかれ大統領を選出した多数に符号することが望ましくもあり正常である、と述べた。同年九月には、「大統領の多数派と議会の多数派の間に一致ないし併行性」があることが強制的にそうでなくてはならぬことはなくても常態だろう、と言っている。要するに、「大統領が選挙で公約した政策の基本線を支持することを受けいれている多数派が議会に存在することが制度の運用上よい

ことだ」というわけである。一九七二年三月の立法部選挙において、「大統領の進歩的共和派同盟」が創設されたこと自体がこの態度を裏づけている。しかしボンピドゥが、この「併行性」を慎重に述べているのは、大統領支持の政党状況が構成されない場合のことを考えたからで、この点、UDRが気にした（一九六九年大統領でボンピドゥ支持軍団だったゴリスト党）のは、大統領が彼らの支持派形成をあてにしないと想ったからである。ボンピドゥは一九七三年議会選挙も無理なくのりこえたが、彼は、大統領の任期を五年にちぢめ（権力の消耗を減らし）、議会の任期と同じにしようとしたのは、両者の併行性のことも考えていたのではなからうか。

ジスカル・デスタンは**大統領主義を合理化しようとしたが限界**につきあつた。ジスカル・デスタンは、一九七四年大統領選挙で辛うじて選出されたが、ちょうどそれと逆に、議会の多数派はえられず少数派だった。そこで彼は、大統領的多数派に支えられた「合理化された大統領主義制度」を強調し、大統領的多数派が支持した「基本的政策」の線から「逸脱してはならぬ」ことと、シラクを首相として選んだのは議会において新しいこの大統領的多数を「組織」したからであると述べる（一九七四年五月、とくに七月）。彼は、選挙人というよりも政党に着目し、ゴリスト政党を「ジスカル化」しようとした。しかしこの試みは失敗し、議会多数派は単一

でなく「多元的」と述べざるをえなくなる。一九七九年一月二七日のテレビでは、七四年と全く逆のことを述べる。「大統領選挙は人民の選挙であり全国の政治的意思の表明であるから、それと同じ選挙が議会のレベルで必ず再現するとはかぎらない」と。

フランソワ・ミッテランは**言葉に出さずとも事柄自体で実現した**。ジスカールの経験とはちょうど逆の試練ののりこえ方をしたのがミッテランである。まず、大統領選出の前（*ex ante*）に、ミッテランは、一九八一年五月五日に、一〇日、大統領を選出する多数は、強力な誘導的^{インストラクティブ}な力を発揮するだろうと言ひ、議会選挙によりフランス人が決める多数を構成するだろう、また、社共の協力による議会多数派構成の問題は重要度を一段下げ後まわしの問題にした。そして、大統領に選出後、社共は選挙協力を行ない、大統領支持の多数が議会の多数にも反映することになる。また、政府にも共産党員が入閣する。ついで、大統領選後（*ex post*）、このような階層的な連結の効果としては、大統領が選挙で公約した政策が「政府の行動の憲章」であり、六月二一日議会選挙以降は「立法行動の憲章」とされ、ミッテランがそれを人格的に^{ペルソナリザツオン}体現することになる。政党との間に約束された立法「契約」は、大統領が人民との間で約束した最初のそして直接的な契約に吸収されることになる。ミッテランは、大統領選と議会選の結びつきをがっちりと利用したし、また、

彼の政策遂行のため与党を連結^{ルレ}管として体系的に活用したのであって、この二つともにジスカール・デスタンがつまづいたもののだった。これ以上の連結は考えられないが、これがどのようにして分解しはじめるかが今後の問題である。

第五共和制のアポリア（難点）。大統領的多数は議会的多数と異なる性質と次元のものであるといっても、後者が前者に接近して明らかに同様なものとなれば、大統領が「仲裁者」として国民議会の多数から距離をおき、国民議会の少数派や元老院またさらに広くはフランス人全体からもそうみられることは困難となる。大統領の選挙方式と大統領の憲法的地位の調和というものは、政党には還元できない選挙人の多数という、無名の、半ば浮動的な多数派によって可能ならしめられたのである。

経験によれば、この距離^{ディスタンス}がせばまったこと、そのような関係において、ジスカール・デスタンとミッテランが相互補充的だということがわかる。前者は、中道を吸収した絶対的な両極化がおこり、二陣営のみとなり、大統領はどちらか一つに属し、ために反対派により拒否されたのである。彼が失敗したのは、この閉された陣営の外にある中央の酸素の風船を手にしえなかつたからである。後者は、党派的なメカニズムがいつそう硬直化して、反対派によって否認されるにいたっているわけである。

選挙人の多数により選出された大統領は、一時的に、すべてのフランス人の大統領に変貌しなければならず、しかも、彼は統治しなければならず、ために、不可欠である議会の多数の支持を効果的に維持しなければならぬ。二つの多数派の「連結」の実際は第五共和制の最も困難なアポリアを浮ばりにしたわけで、それは理論的には解決方法はなく、ただ実際上調整するほかないものである。

(10) ジャーリリュック・パロディ、フランソワ・プラトヌ (Jean-Luc Parodi, François Platoné) 「被治者たちによる承認」(七六六―七九八頁)。

被治者であるフランス国民の第五共和制に対する世論、賛否の進化のあとが、世論調査結果により、説明されていて、興味深い(次注(1)の表をみよ。カッコ内番号は統計表の数字を示す)。

まず、第五共和制の採用にあたって、第四共和制の政治制度の実際に対し、圧倒的多数が、否定的なみ方をして(1)。混乱状況が、第五共和制後好転し(2)、年とともに支持が定着し(3)、全般的に支持が過半数をこえ、反対の二倍以上になっている(4)。とくに、大統領の直接普通選挙については、急速に圧倒的支持が八一九割になり定着している(5)。また、人民投票についてもおむね着実に支持が増え約四分の三が賛成(6)。

議院制に対する共感、反対派の逃げ場の価値といった様相を呈

している(7)。議会の役割については、当初は多くはその弱体化にフラストレーションを感じていたが、近年はほぼ同等(今のままでよい)。との比率が四一对三九、一九八三年)で均衡している。

諸権力間のバランスについては、ミッテランになってから政府の役割を割に大きくみている(8)。首相が活性化(ドゴール時代に比べて強化された)とみる意見が相対的に多い(五五%、一九七〇年。四七%一九七八年)。社会主義政権交代前と後とで、どの権力支持かのみ方が変わっている(9)。

制度改正について、大統領任期の五年に短縮意見が増えている(10、11参照)、選挙の多数代表法の支持がふえているが、比例代表法賛成が一寸多い(12)。

社会主義政権に交替があつて後、大統領の権限についての合意が出来たといえる証拠がでている(13)。

これらのフランス人の世論調査結果によつて、第五共和制の定着が、はつきりした。

(11) ジャン・ポオードゥアン (Jean Baudouin) 「フランス共産党は一九五八年憲法に相対的に同意するようになった」(七九九一八二五頁)。

その民主主義的規範には確固なる合意を示しているが、憲法的ルールについてはより、曖昧であり、一九八一年六月自己批判を行な

い、大統領の優越は承認しているが、状況次第といった支持態度をとっている。

(12) ユーグ・ポルテリ (Yugues Portelli) 「社会党は第五共和制に自からを組み入れた」(八一六—八二七頁)。

社会党はギイ・モレの議院制構想を脱却し、エビネーの大会では未だ曖昧だったが、大統領制的制度支持を打出し、一九八一年の勝利が第五共和制支持の態度を完成、それを断固利用した。

(13) セルジュ・シュール (Serge Sur) 「中道派の漸進的な同意」(八二六—八四三頁)。

中道派は、両極化の強制力によつて一陣営に吸収されたが、中道派がどれだけ抵抗力を発揮しうるかが問題であり、ルカニユエ、ポエール、ジスカール等、それぞれの戦略をもっていた。対議会、対政党戦略において、ジスカールが総合を示した。

(14) ダニエル・シャルル・バダシュ (Daniel-Charles Badache) 「一九五九年以降のゴリストの制度に対する態度」(八四四—八五九頁)。

ドゴールの共和国には、様々の独自の挑戦があつた。ジャック・スステルは、第五共和制成立後これを批判、ミシエル・ドブレは健全な議会主義をすすめ、アシル・ベレティは「フランス流」の大統領制を主張した。ポンピドゥの大統領職中に、意見の相違と対立がはつきりしてきた、シャバン・デルマスは、首相の解放を主張し、

アラン・シャランドンとアシル・ペレットイは、大統領制度の「活性化」をとえ、ミシエル・ドブレ、クローヴ・ド・ミュルヴィル、クリスチャン・フォーシエらは、大統領職五年制の任期短縮に反対した、等ゴリストの指導者達は、エリゼから離れて、夫々の憲法制度的意見と態度をもっていた。

注

(1) 次掲「世論調査結果の表」(三一五—三一八頁)をみよ。

五 法学的貸借対照表

(15) ジャン・ルイ・ケルモンヌ (Jean-Louis Quermonne) 「第五共和制憲法の法制度的問題の序説」(一八六三—一八七四頁)。

歴史的、社会的に明らかになってきた第五共和制の基本的な特徴は、法制度的な特殊な観点からいえば、次の三つの基本的な方向性にみられる。1 一九五八年憲法により実施された断絶が法的に定着したこと。2 第五共和制が共和制的継続性のなかに組み込まれたこと。3 党派的な主導権リダーシップと国家の権力との中間のアンビバレントな大統領権力の制度化である。第五共和制の体制が危機を迎える可能性がないわけではないが、二五年の長きにわたり、自同性イデンティティを保持し続けた。

1. 一九五八年憲法により実現された断絶(先行共和制の制度との)の法的定着。

二つの大きな断絶リソフチユール 絶ないし転換がある。一つは、大統領制権力、二つは、規範的権力である(1・フィリップ)。大統領制権力については、一九六二年一〇月の憲法改正以前に、既に憲法第五条(D・マウス)、また、大統領が「かなめ石カナルド・ド・アト」という解釈(M・ドブレ)が存在していた。そして、規範的権力については、憲法院の憲法上

(1) 世論調査結果の表

1. 第4共和制の不安定性と多党制について

第4共和制の政治制度がうまく機能しなかった理由についての賛否(1958年8月)

	賛	否	無答	計
政府が変りすぎる……………	95	1	4	100
議会に政党が多すぎる……………	88	5	7	100
議会の風習がわるい……………	75	5	20	100
政府が十分な権力もたぬ……………	58	17	25	100
大統領が十分な実権もたぬ……………	56	17	27	100
フランス人の公德心が足りぬ……………	55	20	25	100
選挙制度がわるい……………	55	11	34	100
議会在権力をもちすぎる……………	44	23	33	100

2. 第4共和制と第5共和制

第4と第5共和制と違いありや、ありとすればどちらが良いか。1962年9—10月

	相違あり		相違なし	無答	計
	第5良	第4良			
政府の安定性……………	66	1	8	25	100
国家の権威……………	55	4	15	26	100
議会の役割……………	11	34	15	40	100

3. 第5共和制の構成要素に対する大量の支持

憲法を構成している次の諸要素の各々に対する賛否

	賛成	反対	無答	計
大統領の直接公選制……………	86	6	8	100
法律と選挙の正規性を監視する憲法院……………	80	5	15	100
人民投票の可能性……………	76	12	12	100
国民議会の政府不信任権……………	59	24	17	100
大統領の議会解散権……………	57	26	17	100
重大な危機に際しての大統領の緊急権……………	49	37	14	100

(1983年9月)

4. 全体としての好意的評価

第5 共和制の25年間の憲法制度の過程を総括して、どう評価しますか。

	フランス 人全体	党派支持 共産党	社会党	UDF	RPR
非常に良いまたはかなり良い……………	57	40	61	74	65
あまり良くないまたは全くだめ……………	25	49	26	15	18
無答……………	18	11	13	11	17
	100	100	100	100	100

(1983年9月)

5. 次第に大量となった支持

大統領の直接公選について

調査年月	賛成	反対	無答	計
1962年9月……………	46	23	31	= 100
1964年5月……………	74	10	16	= 100
1965年11月……………	78	6	16	= 100
1969年5月……………	81	8	11	= 100
1974年4月……………	88	4	8	= 100
1978年8—9月……………	85	8	7	= 100
1980年12月……………	81	10	9	= 100
1983年9月……………	86	6	8	= 100

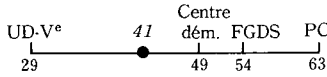
6. 次第に明瞭となった承認

人民投票に対して

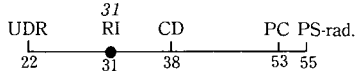
調査年月	賛成	反対	無党	計
1962年9月……………	48	28	24	= 100
1969年3月……………	51	27	22	= 100
1972年3月……………	67	19	14	= 100
1978年9月……………	76	13	11	= 100
1981年2月……………	64	28	8	= 100
1983年9月……………	76	12	12	= 100

7. 政権との関係で政党支持別による議会に対する態度の違い
 現在より議会がもっと重要な役割をもつことを望む

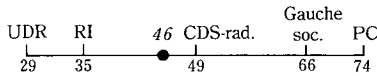
1967年1月



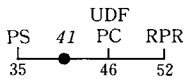
1969年5月



1976年11月



1983年9月



8. 誰がフランスの政治の舵取りをしているか

	議会	大統領	政府	無答	
1969年10—11月	13	38	40	9	= 100
1976年11月	11	45	29	15	= 100
1978年8—9月	9	42	33	16	= 100
1983年9月	11	31	42	16	= 100

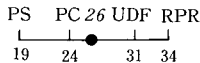
9. どの機関に期待をもつかについて政党支持別の違い

どの国家機関がフランスの政治の大きな方向づけを決定すべきだと思うか。

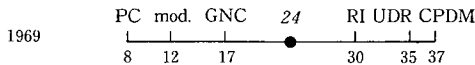
議会



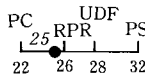
1983



大統領



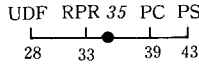
1983



政府



1983



(1969年10—11月、1983年9月)

10. 大統領の5年任期制をめぐる

	1969年7月	1973年6月	1974年4月	1981年2月	1983年9月
7年……………	42	16	20	29	35
5年……………	21	58	66	65	60
5年以下……………	20	—	—	—	—
無限定……………	17	26	14	6	5
	100	100	100	100	100

11. 政権交替前後

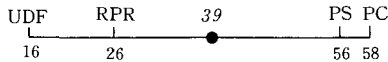
大統領の任期は	政党支持別			
	%↓	PC	PS	UDF RPR
1981年2月				
7年……………		9	16	49 47
5年……………		88	81	47 48
1983年9月				
7年……………		49	43	29 33
5年……………		49	53	67 63

12. 多数代表選挙制への漸進的支持

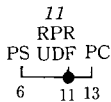
望ましい選挙法	1967年3月	1978年10月	1983年9月
多数代表法……………	27	33	43
比例代表制……………	39	39	44
無意見……………	34	28	13
	100	100	100

13. 政権交替がコンセンサスをつくりあげた時点を示す

1981年2月、大統領がもつ権力は大きすぎる。



1983年9月、将来は、大統領は現在よりより少ない役割をもつべきだと望むか。



の規定と少なくとも同等に決定的に重要な憲法院判例^{アラス}によってゆっ

くりと漸進的に構築されてきた(Ｊ・Ｌ・ブザン、Ｌ・フィリップ、
 Ｌ・ファヴォール)。憲法院について憲法起草者レイモン・ジャン
 (Raymond Janot) は、言っている。「私は、憲法院の進化を予測し

ていなかった。その理由は、提訴権が制限されていること、前文の
 審査までは立ち入らないことを憲法院自身が決めるだろう、と考え、

ドブレヤドゴールに憲法院は前文との関係での審査をしないように
 してよいですかと聞くと、『ウイ、ウイ、もちろん』と二人とも答

えたのだが、憲法院が私の予測をまちがったものにしたのだ。し
 かし、憲法六一一条や、一九八九年人権宣言、一九四六年憲法前文へ

の言及なくして、一九七一年の七月一六日の「結社の自由」の憲法
 院の「創設的」判決はありえなかつたし、それなくして一九七四年

一〇月二九日の憲法改正もありえなかつたわけである。
 以上の結果として、議会の「主権性」は奪われその地位を低下し、

大統領権力に由来する首相がその意思を議会に押しつけることに
 なつた。大統領の諸特権をそこなうような改憲案はないし、憲法院

の構成は視聴覚メディア高等評議会(一九八二年創設)のモデルと
 なり、フランス人の支持の最も多い二つの要素となつている(上述

一九八三年世論調査結果、90注(1)3。86%、80%)。
 2. 第五共和制の(憲法史上における)共和制的継続性のなかへ

の組み込み。

第五共和制憲法は、先行共和制に大変化を加えたが、先行共和制
 の「社会的哲学をも、政治的イデオロギーをも損なうものではなく」
 「継続的」であることは、次の三領域に明らかである。まず、政令

と法律との関係において、法律の伝統的領域は確保せられ、
 「固有の命令」と「伝来的命令」^{デリクエ}との区別は実際上意味を失い、

「法的革命」といわれたものは生じなかつた。ついで憲法院による
 違憲審査制は、議会権力に憲法的制約を加えるというよりは、先行

第三、第四共和制の立法上認められた基本原則を第五共和制実定憲
 法のレベルに高め組み入れる役割を果たした。さいごに、元老院は国

民議会の「反対権力」というよりは、能率を損なうことなく規整の
 役割をおこない、また国民議会はその地位の低下に抗して、議院グ

ループの自主的活動により単なる政府の下請けでなく修正案の成功
 等、政党の影響をかなり再活性化しているが、それは、先行共和制

そしてフランス革命に由来する原則にはげまされているのである。
 3. 党派的な主導権と国家の権力との中間のアンビバレントな大

統領権力の制度化。
 第五共和制憲法は一つの体制であるが、一九六二年以来政党制に

おいて両極化が進み、未だ知られていない独自の制度が生れたが、
 デュヴェルジェは「半大統領」制に分類している。そこでは、議会

の多数派がかなめ石になるのだが、支配された多数であり支配する多数ではない。また、それは大統領選挙や人民投票の多数から派生したものであり、その逆ではない。また、大統領制を選挙民が支持するのは反議会主義意識があり、政党政治の濫用にに対し、大統領がこれに対抗して解散権を行使するなど、憲法制度上の装置も重要である。憲法院も権力の一環を担いました、高級官僚もその一般的利益や国家の意識において共通している大統領を支持するとみることもできよう。ビュルドーは、大統領を政党政治の枠をこえた「国家の権力」とみた。ドブレは、大統領権力を多数権力と混同しなかつたが多数派の論理を重視したのに対し、ドゴールは国家と大統領を囲むフランス人の「連合」を考えていた。ルネ・ド・ルシャリエールは「不偏不党性」を説いているが、第五共和制のどの大統領をとつてみても、この点曖昧さがのこり、ジスカール・デスタンは「不定形性」という言葉を用いた（一九七七年一月一七日記者会見）。

このアンビバランスは、大統領が彼を選出しかつ彼を支持するとみなされる多数派の主導権であることと、彼が行使すべき作用において彼に帰属するところの国家の権力との間に存する矛盾を克服すべきだ、ということを示している。それは、議会多数派（政党制）だけで説明できず、国家権力の行使（制度的分析）を同時に検討しなければなるまい。なお、デュヴェルジェは、フランスでは組合が

弱体で分裂しているから、スエーデン、オーストリア、イギリス、西独、ノールウェーにおける社民政権党のように、人民との連結の諸手段をもつていないフランス社会党は、政権をとつたが「多数派」を十分に用いることができないことを指摘しているのは、適切だろう。

(16) デイディエ・マウス (Didier Maus) 「その実行から判断された憲法の特徴——貸借対照表に対する考察——」（八七五—九〇九頁）。

執行、立法、司法機能に区別し、「憲法の実行」が第五共和制にとって重要でそれがどんな特徴を定着させてきたかを、整理・分析し、省察を加える。

1. 大統領制的政府 (le Gouvernement presidential)

大統領の優越性の基礎としての、憲法第五条。起草者であるM・ドブレやド・ゴールは、大統領が政府に補佐されて内外政治の一般的方向づけをすることを考えており、P・メスマルも「大統領が国家（民）的政策の大きな方向を決定し、そのよき実行を監督する」と言った（一九七四年）。ただし憲法二〇条一項の政府の権能と競合している。第五条の権能に基づいて、大統領は、国内的・国際的事項につき大幅にその機能を拡大する実行を示した。

大統領と首相との間の権限の正確な配分は、第五共和制の分析上「基本的な困難の一つ」を構成している。シャバン・デルマスが「留

保領域」論を提起したが、ドゴールはこれを拒否して以来、多くの見解がある。まず、大統領は、国（民）の政治を決定するのだが、ドゴールは、「本質的で恒久的なもの」と「偶発的なもの」を区別し、前者を大統領の権能とみた。大統領権として、一つは、国家にかかわる事項、二つは、対外政策の全責任（外交、経済、軍事）。三つは、文明にかかわり、美学や生活のモードに影響を与える事柄を引受けてきた（マルロー、ポンピドゥー・センター、ジスカールの古典や遺産とのバランス、ミッテランの農村讚美、その都会への導入による生活の改善、文芸尊重の伝統復興の文化施設の拡充等）。ついで、大統領は政治の指導を政府との間で「かなり巧み」に配分している。政府とりわけ首相の活動は無視しうるものではない。とくに経済、社会政策の領域は政府が主として扱う。シャバン・デルマスは限界を逸脱して「新社会論」を出したためやめされたが、ジスカールはシラクを戦略的見解の相違からやめさせ、バールを信頼したが、首相に責任が移りすぎると警戒した。ミッテランもモーロワに多くを任せ、大きな方向づけに必要な場合や、大統領選の公約や社共関係の裁決について、「介入」している。このような、強化された執行権の大統領と首相の「二頭制」は「効果的かつ有益」な働らきをみせ、状況に応じ柔軟性を發揮しうるものと評価されている。

2. 支配された議會 (un Parlement maîtrisé)

M・ドブレは、議會の地位をやはり政治生活の中心ではなく、また議會が恒常的に政府の行動を阻害することのないようにするという改善構想をもっていたが、それは完全に成功したということになる。しかし、A・シャンデルナゴルが、一九六七年に書いたように、「議會は何のためあるのか？」と自問せざるをえない。また、一九八一年七月二日新国民議會議長シ・メルマツツが「今日議會はその権利と尊厳とを回復しなければならぬ」と言わねばならなかった現実がある。

「支配された議會」を法的な見地から確認させるものは、立法手続、政府の武器（四〇条の財務事項不受理、四八条の議事日程政府優先、一括投票制はゴリスム優勢期に用いられ其後減退）、立法成立過程（四五条、政治的統制手続（一度しか不信任決議成立例がない、一九六二年）、四九条（各項ごとに検討を要する。三項の使用は控え目、二年に一度の制。この手続の犠牲となるのは、政府との取引きの可能性を奪われる多数派の代議士）、他の統制の諸手続として、書面質問（一年間に二万以上）、政府に対する質問（水曜午後、活用さる）等。政治的な見地から確認しうるものとして、二院制は一九五九—一九六八年には「敵対者」の元老院（社会主義的反対派というより「共和的伝統」を体现）、一九六八年ポエールが議長になって以降事態は改善、一九六九年の憲法改正に強く反対、

フランス国民は第二院に対する信頼を表明、ジスカールは元老院に讃辞を呈し、一九八一年の変化以降緊張関係はあるが、正常な両院関係といえる。両院に基本的合意ある場合には、第二院はしばしば有益な技術的役割を果し、反対の場合には政府と第一院が困難なく乗り切っている。また、制定者が予想していなかった多数派現象が一九六二年秋以降はじまり、「第五共和制の絶対的始まり」といわれる。この多数派現象の特徴としては、選挙前から政治的同盟ができ、左右とも統一の意志が強くなり、中道派が消滅、政党の代議士への規律の強化、があげられる。また、多数派現象の結果としては、政府が安定し、議会における行動が硬直化し、政党の役割を強化した。議会の作用とは根本的に曖昧で、議会が活動的にすぎると無力化がはじまり、逆に、控え目で諦めがちになれば、「陸軍下請商人」とさげすまれることになる。一九五九年以後の議会の実際は、伝統的慣行の反対極に位置する。

3. 憲法とその裁判官。

一九五八年憲法創設当時はほとんど気付かれなかつたくらいだが、一九七一年七月一六日判決以降、心理的に基本的な転換がもたらされ、議会の権力を制限する執行権の付属物のように考えられていたのが、爾来「自由の保護者」となり、憲法院は、その判例ぬきに実定憲法を語れなくなつた。憲法院が慎重であるとともに大胆で

あることを実績にそくして整理すると。

接木に成功して、多様な使命を果す。まず、議員選挙（一九五九年に元老院選一つが取消、平均七六議席が無効請求、二九判決言渡……）、人民投票、大統領選挙、ついで緊急事態権発動に際しての諮問、ついで、議会との関係とくに議院規別の憲法適合性審査、さらに組織法および条約との関係、さいごに通常法律の審査がある。一九七四年申請権者を議員に拡大した結果、それ以前に九判決だったものが、八四に急増した（一九八四年二月迄）。立法過程は憲法院の介入を予想しなければならなくなつた。

憲法院の大胆さと慎重さのみよう。まず、大胆さは、「憲法的拘束規範群」(bloc de constitutionnalité)すなわち「憲法的法規に発すると否とにかかわらず、立法者に課せられている(憲法的)拘束規範の総体」にみられる。一七八九年人権宣言、一九四六年憲法前文、「共和国の法律により認められた基本原則」、一九五八年憲法が含む実体的ルール等を大胆に解釈適用、憲法院の「最も独創的貢献」といわれる。法律と命令の区別を緩和、法律の領域は憲法により制限されたが、法律で命令事項(本来理論的に)を侵触しようという、当初考えられなかつた変化がみられる。ついで、慎重さは、憲法院が政府および議会(が連結して)により基本的と判断された法律を絶対的かつ最終的な仕方では否認することは決してやっていないとこ

ろにみられる。一九八二年の国有化違憲判決（原則合憲、補償の態様違憲）が例である。一九七五年一月二五日判決にいうように「違憲」審査の一般的権能も議会の議決と同様の判決」の権限を含まぬとし、「裁判官政治」を避けている。世論も八〇%が憲法院を支持している（⑩の注①）を参照。

政治的効率性と基本的自由の保障が憲法制度評価の目じるしだとすれば、第五共和制の二五年間は、効率のモデルであり、「法治国家」(L'Etat de droit)を強化した、といえよう。

(17) ギイ・カルカソンヌ (Guy Carcasonne) 「国民議会によるその役割の低下に対する抵抗」(九一〇―九二二頁)。

議会は革新^{ルネウヴァ}され、多数派により執行権を支持しているといわれるが、その地位の低下は争そえず、「下請け」^{ゴダイヨ} シンドロームと叛乱の子兆の間に位置している。しかし、「第三の道」を模索し、あらゆる間隙をぬって議会の低下に抵抗する努力がなされている。

それは、情報の収集と統制についての改善、決定に対する影響の行使についてみられる。一例として、政府提出法案に対する修正件数は一年に八千から九千にのぼる。一九八二年には、九八〇四件が提案され、うち四二七三件（四三・六%）が採択されている（小稿では略）。

(18) ジャン・ルイ・ペザン (Jean-Louis Pezan) 「法律と命令——新

しい均衡の建設——」(九二二―九五四頁)。

一九五八年憲法三四条三七条は、法律と命令の関係を後者を原則として前者を制限的に列挙する「法律革命³⁾」といわれる変革をもたらした、と当初解された。しかし、その新しい均衡関係は實際上、法律制定自体によって法律領域を狭めることなく、命令はいかなる形態においても法律に従属した行為としてとどまっている。しかし、法律は統制されたものとなり、命令権に留保された権限や法律・命令混合行為が多くなり、新しい自律的命令権があらわれた。そのような新しい均衡をつくった職人達としては、政府、議会、憲法院、国務院が夫々作業に関与している。そのような実績の積み上げにより、憲法三四、二二、三七、三八条等は、その内容を正確に理解し、また補充せられねばならない。（詳細は略）

(19) ジャン・グランジェ (Jean Grangé) 「元老院の規範的効率性 (l'efficacite normative)」(九五五―九八六頁)。

元老院は第一院として国民議会の優越した地位と権力にかつこととはできないが、立法活動に重要な寄与をしてきた。時期によって相違があり、ドゴールの時代（一九六二―一九六八）には元老院は「非協力」の態度をとったが両院協議会を活用し、ボンビドゥ時代には正常化し、ジスカール時代は元老院が政府を支持してほとんどの政府法案に賛成（否決は成立法案の〇・八%のみ）、一九五一年の社会主義

政權に転換後は元老院が「根本的に政治的反対」の立場にまわり、一九八一年から八三年の二年半の間に両院間の合意成立不可能なものが六八回に及び、それ以前の二二年間の六〇回を超えた。

元老院の立法的寄与は、法律家や中小の地方都市の名士が議員に多く、地方公共団体の組織を代表する議院として、法律的性格の強い事項や地方自治に関する法律に多い。両院の対話については、元老院が政治情勢にあわせて適応する必要や、両院関係の悪しき実例^{キウゼンシヨウ}、議会ででの討議に政府が介入する害悪について、説明される。

元老院の効率性を高める手段としては、政府の協力と憲法院への提訴、時の経過するのを待ち待たしめる、穩健と妥協の精神をもつことがあげられる。ところが、多数派現象が定着した現実において、元老院は如何なる役割を果しうるか。最近の一〇年間に、元老院は、多数派に対して全く相反する二つの状況を経験した。一九八一年以前には、大統領の多数派の意向に忠実に従ったが、以後はそれに真向から対決した。しかしながら、そのような多数派対反対派の両極化のシステムのなかで、元老院は「緩^{アウリノク}和」ないし「調^{ムデイレシ}停」の「要素」となる特権があり、取引きと妥協による解決に導くことを可能ならしめるのである。そのようにして「多数派システムのなかで特殊な規整の役割を果す」ためにこそ、元老院は最も効果的な

地位と適合的な条件を見出しうるであろう（なお、一九八四年の憲法改正案反対、とくに私立学校法等の元老院審議延期により廃案にした実質的「拒否権」（憲法は予期していない）発動に対し、直接的には成功だったにしても、長期的には、元老院本来の「規則的、安定化的」機能と両立し難いと、この筆者は批判的である）。

(20) ロイック・フィリップ (Loic Philip) 「憲法院の提訴権についての貸借対照表と諸効果」(一九八一年一〇二頁)。

大統領の直接選挙制に匹敵する大改革は、一九七四年の憲法院提訴権者の議員への拡大だったが、後者の重要性は殆んど気付かれなかった。

この改正の起源は、三代目の憲法院長 R・フレイも関係したが、ジスカール・デスタンだった。この改正が実現したとき、ジャンデルナゴルもデュヴェルジェも、その重要性への先見性を殆どもたなかった。

ところが、改正前の一五年間に九件しかなかった提訴が、改正後の約一〇年間に八〇件となる。そして大多数は議員の申請による。改正後、一九八一年までの申請の主役は社会党員であったが、四七件の判決中、一二の違憲判決を出した。一九八一年から八三年にかけては、三三の判決中一五の違憲判決があった（ただし基本的原則は承認、二次的技術的事項にとどまる）。そして、奇妙なことには、

憲法院が憲法61条2項の枠内で
出した判決<1960年から1984年まで>

	1960 5月	1974 5月	1981 12月	1983
提訴数	9	67		46
提訴者				
元老院議長	3	—		1
首相	6	2		—
衆議院議長	—	2		—
国会議員				
●反対派	—	60		46
●多数派	—	7		—
●国民議會議員	—	50		30
●元老院議員	—	13		15
提訴の結果				
出された判決数	9	47		33
全面取消	0	5		5
●最終的	0	2		1
●暫定的	0	3		4
部分的取消	7	6		10
●最終的	7	3		4
●暫定的	0	3		6
留保付適憲	1	1		—
適憲ならず	—	8		2
適憲	—	24		16
無権限	1	0		0
不受理	—	3		(2)

一九八一年以前には、社会党員が自由主義者達に対して自由の侵害を非難し、以後は自由主義者達が社会党員に対して、平等主義違反を訴えていることである。

一九七四年改革の効果は重大だった。第一に、フランスにおいてはじめて、法律の憲法適合性の実効的・裁判的統制が樹立されたこと(抽象的違憲審査の提訴権者に議員六〇名も認められ、事前予防が可能で、広範囲にわたり、迅速に審査され、違憲条項は削除され、適用されることはありえない)。實際上、違憲法律に対する議院的統制に大きな位置を与えている特徴がある。第二に、市民の基本的人権の侵害に対する効果的保護を導入した。議会が立法により人権を保護するという神話は、議会の多数派が政府を支持するだけで、市民の人権を無視しうることがあるので、破れた。また、議会の少数反対派に多数派が権力を濫用しない保障を与えたといえる。市民は人権の保護者として憲法院を大多数(七五%)で支持している。第三には法律的效果が重要である。憲法院はその判決によって、すべての領域の法律のうちでその基礎となる憲法的価値ある原則を明らかにする。そのような法の憲法化は、多くの専門領域の法律をバラバラの分散ではなく憲法的に多様性を統合するという意味で、きわめて重要である。

現在までのところ、憲法院改革の効果はきわめて積極的である。大統領的多数派と議会的多数派の衝突にかかわる判決は未だ出していない。残されている最大の問題は「憲法的拘束規範群」が何であるかを明確にする作業である。もし、重大な権力の衝突にあたり、憲

法院が出すぎた大胆さを示すようだったら、その回避のためには、大統領が憲法一条を使って、立法的人民投票で解決することが望ましい。人民以外の如何なる權威といえども「最後の言葉を最終的に決める」ことはよくないことだ。

(2) ルイ・ファヴォール (Louis Favorel) 「憲法院と政権交代」(1902—1903頁)

多数派の改革の完全な逆転にあたって憲法院はどんな役割を果したか。一九六一年五月・六月から一九八四年十一月までの間に、五二件が係属し(うち五〇は反対派議員の申請、二は上院議長)、三六の判決があり(年一四平均)一五の違憲判決があった。

憲法院は、二つの役割を示した。一方では、政権交代に対し、ブレッキ (kein) ないし障碍となり、政府と議会多数派の邪魔となったことは争えない。ために憲法院の構成やその権限を問題にする議論があった。そして、政府や多数派は反対派の提訴による憲法院判決のことを考えて「自己抑制」の傾向をみせた。しかし、憲法院は一九八一年六月以降政府により開始された諸改革を阻止したということとは如何なる場合にもない。

他の一つは、政権交代の保証者 (garant) ないし二種のフィルターとなつて正当性の証明書を与えた。洪水のような変革の立法に對し枠づけをし、正規の転換を可能ならしめた。一種の「転換装置」

となつたのである。

憲法院の将来については、政権交代の難関を乗り切つただけでなく、妥当な判決によりむしろその地位を強化し、その判決は公權力により厳格に適用遵守されている。一九八一年以降の多数派は立法による大改革について、上と下から、すなわち、憲法院と國務院のコントロール、および議院の反対派が高次の憲法的規範の尊重を要求することによって、制限を蒙つたわけであるが、憲法院はよくその判例を議会に遵守せしめることに成功した。今後の判例の進化に問題がかかっているが、政権交代後ミッテランが任命した憲法院長ダニエル・メイエル (Daniel Mayer 人權國際連盟元会長) その他良い法律家が任命され、従来判例の基本線を継承している。西ヨーロッパ諸國にここ三〇年来採用されてきた、憲法裁判と違憲法律審査制は、フランスでも「市民権」をえた。政治・憲法体制の重要な要素として、憲法裁判を考へる時がきている。(なお、一〇二五—一〇二九頁には、憲法院判決三六の表がある)。

注

(1) 深瀬「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」ジュリスト、一九四号—一九六〇・一・一五、三九頁、でビュルドーを引用、この点わが国の旧新憲法の変革の意味との相違を強調

した。

(2) André Chandernagor, Un Parlement pour quoi faire?, Cahiers, 1967, mardi, 1967.

(3) G. Vedel の言葉。深瀬「第五共和制の成立」ジュリスト一九四号、四四頁。深瀬「フランスにおける『行政法の憲法的基础』をめぐる論争について」北大法学論集二七卷三・四号一九五〇—二〇〇頁。ただし、その後、同教授は説を修正された。G. Vedel, Droit administratif, 7^{ed.}, 1980, p. 24-38.

六 展望 プロスペクティヴ

(22) モーリス・デュヴェルジェ (Maurice Duverger) 「展望についての序論」(一〇三—一〇四頁)。

第五共和制の将来の展望について、四つの可能性ないし論理がある。一つは、「大統領の覇権のもと多数派一元主義で、ユルト、ブシジャンヌ超大統領制的」な型。大統領は、安定して規律正しい議会の多数派 (立法府を意のままに議決せしめることができる) と、首相とそ グレイの政府を従属させかつ憲法上の諸特権を行使しえ、三つの剣を掌中に収めている。

二つは、「議会の多数派が大統領の反対派で占められた首相優位の二元主義で、大統領は調整権的地位にとどまる」型。憲法第五条の仲裁権や、バンジャマン・コンスタンの中立権に近く、モンテスキューをよろこばせるだろうが、大統領は憲法上の地位と特権という一つの剣を保持し、大所高所からフランスの世界史的役割や核の火をにぎる君主的大統領。他の二つの剣は首相がもち日常的な低次元の実権は首相が行使する。一九八六年反対派が勝てば、ありうる形態で、デュアメルは、過渡的というが、こういう型もあってよいのではないか。

「三つは、「首相の覇権」もとの多数派一元主義で超首相制的エリト・ニステリエル」な型。すなわち政党政の争いにおいて首相が率いる党が多数派となり、首相が憲法上の特権と議会の多数派と大統領の諸特権を麻痺させる力との三つの剣をもつ。一型の逆投影である。

四つは、いかなる多数派も存在せず、議会は無政府状態となるが、大統領の影響力によって状況が緩和される型であり、ワイマール共和制やフィンランドの政情がこれに近く、比例代表制の採用によってこの傾向が強められる。デュベルジェは、この傾きにきわめて批判的・警戒的である。

なお、参考までに、大統領の権力が多数派の存在・強弱によってどのように相関するかの表を下に掲げておく。

(23) ルネ・テクシドール (René Texidor) 「改憲論の進化状況」(一〇四二—一〇六四頁)。

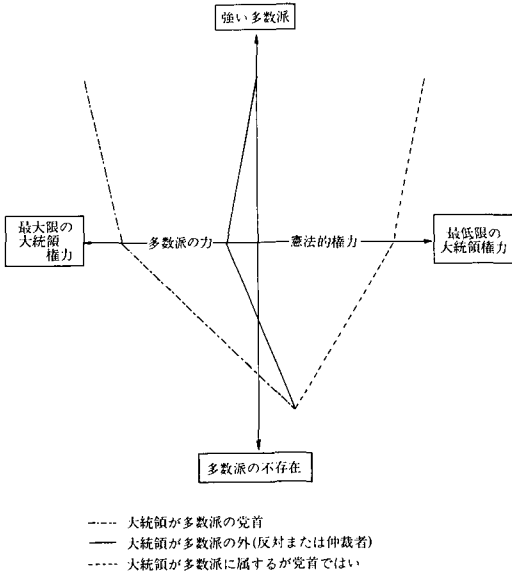
右翼、左翼の憲法改正案、提案された憲法改正案(二三五件、議員が提出している)、そして、改憲が成功するには、大統領の断乎たる意欲と国会の各議院の強力な多数派の二つが必要条件であることを論じている。

(24) フランソワーズ・ドコーモン (Françoise Decaumont) 「大統領

任期五年制案——昨日の失敗、明日には解決するか?」(一〇六六—

一〇八三頁)。

多数派との関連における大統領の権力



大統領任期は現行の七年より五年の方が、第五共和制により、適合的であることを論じ、そのような憲法改正に色々偶然性が左右して

意見が分れていること、また可能な改正手続について検討している。

(25) レオ・アモン (Léo Hamon)「人民投票から継続的な民主制へ」

(一〇八四—一〇二一頁)。

人民投票は、政党と金銭の封建性を否認し、人民主権の実を挙げ、人民の意思を具体的重要問題に対し的確に反映させる真の民主的手段だと R・キャピタンは主張した。ドゴール將軍は人民投票を活用したが其後次第に用いられなくなり、失効化に近い状態であり、また民意を問う潜在性をもつ国民議会解散権も例外的にしか用いられていない。人民投票を、人民提案や国会議員の五分の一(議会の少数派)の発議により活性化しようという案もあるが、不都合が大きい。結局、大統領は、たんにその時々多数党の首領というのではなく、国家の権力Ⅱ国民的仲裁者たるべきであるから、人民投票や解散権を、国政と人民との対話、人民の意思の時と状況にかなった反映のため大統領がこれらの手続を活性化して「継続的民主制」を実効的ならしむべきである、という分析考察が詳しい。

(26) オリヴィエ・デュアメル「政権交代から共存体制へ、または、憲法の謎の解決について」(一〇二一—一〇二七頁)。

社会主義政権交代後、次第に反対派が勢を盛りかえし、次の議会選挙では反対派の勝利が予想されている。

ところで、政権の保革逆転と交代が、他の西ヨーロッパ諸国でも

行なわれているように(アングロ・サクソンでは当然。西ドイツ、近年ではラテン・ヨーロッパに及ぶ)、混乱なく円滑に行なわれうることは事実により証明せられ、一般市民に通俗化された交替として好感をもたれるようになった。ところで、一九八六年国民議会選挙で反対派が勝利すれば、どうなるか。解散か辞職か、そういう荒療治はすぐにはおこるまい。大統領と反対派を背景とする首相とは緊張関係のなかで共存することが考えられよう。従来慣行上大統領の掌中で現実に行使された多大な特権は、一九五八年憲法条項の規定にたちかえって大きく制限され、首相の権力により制約を受け、二頭制的執行権ないし二元主義的議院制に立ちかえることになろう。しかしこのフィード・バックは、「本質において過渡的」(transitoire par essence)なものと考えられる(この判断においてデュベルジェと見解が相違)。しかし、二元的制度は多数派体制と共存はできない。一九六二年も一九八一年も結局多数派の形成に到達している。だから、「多数派の半大統領制」は生き残るだろう。議会の多数派の交替が起り、緊張的共存というカッコつきの時期はやがてカッコがとりはらわれるだろう。そのようにして、議会多数派の交替は、第五共和制の慣行を再現し確立することによって、その謎を解くことになるだろう。

七 あとがき

以上によって本特集が、第五共和制二五年間の憲法理論と現実の全体像の総括として一つの「好個の基本文献」といえることが確認されよう。

(1) 本書の「序説」および「制度の創設」の分析は、創成期の混乱と、確定そして学説の状況を整理して、なるほどとうなずかれる点多く、興味深い。デュアメルとレモンの見方にずれがあることもわかる。筆者は、第五共和制成立後間もない時期に、次のような憲法の全体像と若干の問題を解明、紹介する論文を書いた。

- ① 「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」ジュリスト一九六〇年一月一五日（一九四）号、三〇―五〇頁。
- ② 「フランスの議院と条約修正権」ジュリスト一九六〇年四月一日（一九九）号、一八一―三三頁。
- ③ 「フランスの憲法審査院——その性格と実績」ジュリスト一九六二年二月一五日（二四四）号、三四―四〇頁。
- ④ 「議会制民主主義の展開」『現代法』岩波書店、一九六五年、六七―七八頁。

右、①の「基本構造」は読み直してみて、正確といえるように思

う。しかし、内在する複数の論理や関連要因（本稿(1)(2)論文）の分析、予想していなかった多数派現象の出現(1)、憲法諸学説の混乱(5)、第五共和制憲法創設過程の分析(二)、とくに(3)は、第五共和制の成立事情の理解をすすめるため有益である。(4)論文は、第五共和制の成立から定着過程にうつったばかりの時期の動揺期の観察である。(2)は、大きく変化したことが予想される。

(3)は、憲法院成立当初三年間の実体を解明したものであり、当時の状況を正確に要約している。一九七一年憲法院自からの判決により人権保障機能をもつようになったことは、憲法立法者も、当初の学説も、憲法院も、まったく予想していなかったこと(15)をみよ、また一九七四年憲法改正による各院議員六〇人の提訴権導入の重要性を明らかにする(20)論文がとくに有益である。

(2) 第五共和制の政治的定着過程の諸段階をたどり(7)がわかりやすい、推理小説よろしく想像力を働かし実証的社会科学と憲法学を総合してみせる(8)論文は方法的に興味深く、(9)論文は「大統領的多数」と「議会的多数」の関連を分析、(10)論文における世論調査結果によってフランス人が第四共和制を完全に見棄て、第五共和制を支持し定着した事実を確認できる。

(3) 第五共和制の法制度的な（狭義の憲法の、しかし憲法実行と総合した）諸問題が四において総括されている。(15)論文は、大局的見

地から、先行共和制との断絶、継続そしてアンビバレントな大統領制について、みごとな解明を与えている。これで骨組みがわかる。

(10) 論文は、実際上の慣行が与えた憲法の特徴について、執行、立法、裁判に区別してより、詳しく解説している。各論文とも有益であるが、(20) 論文がとくに明快、(21) 論文は憲法院判例の動向につき詳しい。憲法院が社会主義政権交替に際し、一方ではブレイキをかけたつ、他方では保証者になったという指摘は面白い。なお、左記講演(訳)ないし論文が参考になる。

⑤ ジョルジュ・ヴデル(深瀬訳)「議院制と大統領制の間のフランス第五共和制」ジュリスト一九七四年四月一日(五五七)号、九八一—一〇頁。

⑥ ジョルジュ・ヴデル(北村一郎訳)「最近二五年間におけるフランス社会の諸変動」日仏法学(一九八一年、八二—一〇七頁)。

⑦ ジャック・ロベール(深瀬訳)「フランスにおける政治生活」北大法学論集一七卷三号(一九六七年)一一—二七頁。

⑧ ジャック・ロベール(山口俊夫訳)「フランス政治体制の最近の傾向」日仏法学九号(一九七六年)。

⑨ ジャック・ロベール(樋口陽一訳)「一九八一年五月以降のフランスの憲法状況の推移」日仏法学二三号(一九八四年)三五一—七二頁。

⑩ 樋口陽一「戦後フランス憲法思想における転換」公法研究三八号(一九七六年)一七八—一九九頁。

⑪ 高野真澄「戦後フランスの議会制と議会運営」全、二〇〇—二一〇頁。

⑫ 中村睦男「フランス法における人権の保障」全、二一一—一九頁。全、「フランス憲法院の憲法裁判機関への進展」北大法学論集二七卷・三・四号(一九七七年)二六一—二九二頁。

⑬ 高橋和之「戦後フランス憲法学の諸特徴」公法研究三八号二二〇—二三〇頁。全「『ドゴール憲法』の『本質』と『実存』」日仏法学二二号(一九八三年)七五一—一五〇頁。

⑭ 中木康夫「ミッテラン政権と第五共和制」北大法学論集三六卷四号(一九八五年)二六一—三九頁。

第五共和制の憲法体制ないし統治機構についての最近の仏文献としては、右の二著が、基本文献、資料として最適である。

• Jean-Louis Quermonne, *Le Gouvernement de la France sous la Ve République*, 2 ed., 1983, Dalloz.

• Didier Maus, *rassemblements par, Textes et documents sur la pratique institutionnelle de la Ve République*, La Documentation Française, CNRS, 1978.

(4) 将来の展望についても、示唆に富む分析が多い。デュヴェル

ジェとデュアメルの見解の相違がうかがわれる。ロベール⑨、ジャンノー（上述一、注②）⑩講演も夫々予測をめぐらしている。しかし、本書シンポジウムの政治学的討議の焦点が、大統領制の基本的性格をめぐり、大統領が政党党首として「多数」に依拠せざるをえない現実と、それにもかかわらず全フランス人の「連合」に支えられた国家権力であるという憲法的地位との、アンビバレントな地位をめぐって討議されたことを、想起しておこう。そしてこの問題は第五共和制二五年間の定着にもかかわらず、なお残された問題であり、大統領的多数と議会的多数との関係とともに一九八六年の議会選挙と八八年の大統領選挙が謎をといてくれるようになるかもしれない。

その他、歴大な文献があるが、筆者と中村睦男教授協力執筆の「フランス公法の最近文献覚え書き」で、一九七〇年代から一九八三年まで年々目を通した重要文献を列記し簡潔にコメントをつけてある。政治・憲法制度、その実際、行政、基本的人権、平和と国防等について、ここで再録を避けるが、整理して、活用するといっそう有益であろう（北大法学論集二五巻四号一四九一―一六七頁。二六巻四号一七五―一九〇頁、二八巻二号九七―一一六頁、二九巻一号一八七―二〇六頁、三〇巻四号一五三―一八五頁、三四巻三・四号一九七―二二八頁。なお「日仏法学11―13」所収の「文献報告」参照）。

北大法学部共同研究「フランス第五共和制の公法等の進化と変化」は、本「資料」を一つの足がかりとし、収集した多数の最新の文献・資料を効果的に用いて、多領域にまたがる検討、分析を進め、総合的成果をまとめうるようになることを念願する。

Réflexions pluridisciplinaires et synthétiques sur la Constitution de la V^{ème} République française

Tadakazu FUKASE*

Une équipe des professeurs francophones de divers domaines juridiques et politiques à notre Faculté est en train d'entreprendre, depuis deux ans, une étude collective et approfondie sur "L'évolution et le changement des droits et de la politique sous la V^{ème} République française".

Le numéro spécial de la Revue Française de Science Politique (4-5, 1984) nous présente une étude collective sur "La Constitution de la Cinquième République ; création du système-enracinement politique-bilan juridique-prospective". Ce travail français se trouve fort utile et pertinent pour notre étude, et constitue une documentation de base pour celle-ci.

C'est pour cela qu'on a traduit en japonais les essentiels de ce travail français, en y ajoutant de certaines observations et documentations supplémentaires dans ce numéro de la Revue de notre Faculté.

Espérons donc que notre équipe y trouve des connaissances et suggestions sur les divers aspects de la Loi fondamentale française en vue de mieux analyser et synthétiser l'évolution si remarquable et le changement dramatique de la V^{ème} République française, et par cela, en les comparant avec les problèmes japonais, qu'on puisse aboutir au résultat satisfaisant.

* Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido